

社会福祉法人日之影町社会福祉協議会
福祉車両貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、普通乗用車を使用することが困難な者に対し、日之影町社会福祉協議会が所有する福祉車両を貸し出すことにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のために必要となる移動を支援することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 事業の利用対象者は、次のとおりとする。

- (1) 日之影町内に住所を有する者
- (2) 高齢又は障がい等により歩行が困難で、車椅子等を使用しなければ外出が困難な者
- (3) 他の交通手段を利用することが困難な者

(事業内容)

第3条 事業の内容は、通所介護事業送迎車両をその業務の空き時間を活用し利用者へ貸し出すものとする。

- 2 運転及び介助等の支援は、利用者の指定した運転者及び介助者が行うものとする。ただし、運転者及び介助者が確保できない利用者については、社協職員が代行するものとする。

(使用目的)

第4条 車両の使用目的は、次のとおりとする。

- (1) 病院、施設、理容院、美容院等、社会生活上必要不可欠な外出。
- (2) 福祉団体が主催する行事、余暇活動等、社会参加を目的とする外出。
- (3) 使用範囲は、特別の事情がある場合を除き、原則町内とする。

(利用料)

第5条 利用料は、次のとおりとする。

- (1) 燃料代として、1km当たり50円(km未満切り捨て)、または、使用した燃料と同量を補給し返却するものとする。
- (2) 駐車場代、有料道路等の経費については、利用者負担とする。

(利用申請)

第6条 福祉車両を利用しようとする者は、前日までに別紙「福祉車両利用申請書」(様式1)及び運転者の運転免許証の写しを社協に提出しなければならない。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 車両を申請目的外に使用しないこと。
- (2) 車両を第三者へ転貸しないこと。
- (3) 道路交通法等の法令を守ること。
- (4) 申請書に記載された運転者以外の者は運転しないこと。
- (5) 車両の乗降補助装置等について、事前に操作方法の説明を受け安全に心がけること。
- (6) 車両を適正に管理し、故障、事故等が生じた場合には、速やかに社協に報告しなければならない。

(損害賠償等)

第8条 利用期間中に事故が発生した場合は、原則として、当該車両が加入している自動車保険等に対応するものとする。ただし、利用者が加入している自動車保険等に対応できる場合はこの限りでない。

2 当該自動車保険等に対応できるものを除き、その他一切の責任は利用者が負うものとし、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

3 乗降補助装置等の操作誤りによる事故等についても利用者が責任を負うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式1

福祉車両利用申請書（借用書）

平成 年 月 日

日之影町社会福祉協議会会長 殿

下記のとおり、福祉車両を利用申請します。（借用します。）

ふりがな 利用者名			性 別	年 齢
			男・女	満 歳
住 所	日之影町大字 (集落名)			
電 話	自宅 — 携帯 — —			
身体状況	(区 分) 高齢者 ・ 障がい者 ・ その他 () (歩 行) 要介助 ・ 車いす ・ その他 ()			
使用目的	(用 件) (行き先) 社協→ () → () → () → () → 社協 (借用日) 平成 年 月 日 () 時 分 (返却日) 平成 年 月 日 () 時 分			
同乗者	運転者 氏名 (続柄) 介助者 氏名 (続柄)			
※事務局欄	車名	走行距離	貸出時 km	返却時 km
	車番 —	利 用 料	燃料代 (km × 円) 計 円	担当者 領収印

確 約 書

日之影町社会福祉協議会の福祉車両を借用するにあたり、下記事項厳守の上、借用期限内に返却することを約束いたします。

- 1. 上記の使用目的以外には使用しません。
- 2. 上記車両を第三者に貸与せず、また第三者に使用させません。
- 3. 道路交通法及びその他の関係法令を厳守し上記車両を使用するものとし、借用期間中に交通違反反則金（放置駐車違反金等）及び車両事故が発生した場合は、自己の責任と負担において解決処理し、貴会には迷惑をかけません。
- 4. 借用期間中に使用した燃料代については自己負担します。

利用者 住 所 日之影町大字 番地

氏 名

印